

公益財団法人宇部市スポーツ協会キッチンカー及び移動販売出店規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人宇部市スポーツ協会（以下「当協会」という）が維持管理する施設の利用者へのサービスの向上とぎわい創出を図る為、キッチンカー及び移動販売（以下「キッチンカー等」という）による出店に関して必要な事項を定める。

(出店資格)

第2条 出店者は、以下の諸手続きを完了していること。

- (1) 飲食等の営業に必要な許可を取得していること。
 - (2) P L 保険（生産物賠償責任保険）に加入していること。
- ※許可証等の写しを提出することを求める。

(登録方法)

第3条 出店を希望する者は、事前登録が必要で、「キッチンカー等出店者登録シート」を当協会に提出する。当協会は登録内容を審査のうえ、登録の確定の有無を行う。ただし、登録は出店を確約するものではない。

登録期間は4月1日～3月31日の1年間とする。

なお、登録内容に虚偽が認められた場合は、登録を取り消すこととする。

(出店応募方法)

第4条 各施設の利用状況やイベント開催状況、出店等の情報を事前に当協会が登録事業者に提供し、応募を希望する際は、指定の申込様式に必要事項を記入のうえ、提出する。

当協会は応募内容を審査のうえ出店者を決定し、選考結果を応募者全員に通知する。

なお、応募内容に虚偽が認められる場合は、出店を取り消すこととする。

(出店料)

第5条 出店料は、キッチンカー1台（13m²以内）につき、平日は2,000円／日、土日祝日は3,000円／日とする。

なお、車両の形状がトラックやバス等で、占用面積が広いものについては別途協議する。
また、興行や大規模イベント等への出店については、上記出店料とは異なる金額となることがある。

(出店場所・設置)

第6条 出店場所は当協会が指定した場所とする。

キッチンカーの設置は、イベント当日の指定された時間内に完了すること。撤収も同様に指定時間内に行うこと。

(衛生管理)

第7条 出店者は、提供する食品が衛生的であることを保証し、食品衛生法および関連法令を遵

守すること。

食品取り扱いに際し、適切な手洗い、器具の消毒、食材の保管を徹底すること。

(安全対策)

第8条 出店者は、ガスや電気の取り扱いに関する法令を遵守し、安全管理を徹底すること。

(禁止事項)

第9条 以下の禁止事項の行為が判明した際には、即座に出店許可を取り消すこととする。

- (1) 出店許可の名義貸し、出店許可の転貸等。
- (2) 騒音を発生させる行為、公序良俗に反する行為。
- (3) 当協会の許可なく、他の場所への移動や指定場所外での営業。
- (4) 出店者並びに出店者が保持する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に規定する団体（暴力団、その他反社会勢力）の構成員、準構成員でないこと。また、それら団体から資金供与を受け、または経営に関与していないこと。
- (5) 指定の喫煙場所以外での喫煙や、自車（店舗）での喫煙。

(出店者の遵守事項)

第10条 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売可能な商品は営業許可証の範囲内の飲食物とする。
- (2) 販売禁止商品は消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当協会が不適当と判断したもの。
- (3) 食品の調理又は製造に直接従事するものの健康状態を把握すること。
- (4) 営業においては、関係法令を遵守すること。
- (5) ゴミ箱を設置し、排出するゴミや排水等は出店者の責任において処理すること。
- (6) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。（現状復帰）
万が一、敷地内の施設や設備に破損や汚損等を生じさせた場合は速やかに報告すること。
原状回復の費用等については、出店者の負担とする。
- (7) 定められた出店場所以外で販売しないこと。
- (8) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自で行うこと。
搬入・搬出時は、施設利用者へ最大限の注意を払い、時速10km以下で走行すること。
また、搬入・搬出ルートは事前に定められたルートを通ること。
- (9) 電気、水、ガス、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
イベントや会場の都合により既設電源等の使用を許可する場合がある。
- (10) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (11) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (12) キッチンカー等の周辺に看板等を設置する場合は、安全対策や風対策等を十分考慮すること。
- (13) キッチンカーの破損、紛失等について、当協会は一切責任を負わない。
- (14) 当協会の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なき出店の取りやめをした

場合、出店を停止することがある。

- (15) 他の出店者や来場者とトラブルを起こさないこと。万が一トラブルが発生した場合、当協会は関与しない。

(違反・制裁)

第11条 規約に違反した場合、出店を取消し、以降の出店停止や登録解除を命じる。

これにより生じた損害については、出店者が責任を負うものとする。

(免責事項)

第12条 当協会は、天災、事故、その他の不可抗力によりイベントが中止された場合、その責任を負わない。

また、出店者が被る損害については、当協会は一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第13条 当協会は、事前の通知を行ったうえでこの規約を変更する権利を有する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。